

《 上 野 地 区 町 会 連 合 会 》

日時：9月6日（火） 午後1時から（会 場：上野区民館）

◇台東区立下町風俗資料館周辺の防犯カメラ設置のお願いについて

質問	回答	対応
<p>近年、資料館周辺のケヤキの大木やイチョウの大木が鬱蒼としていて、人が隠れやすい状態になっています。</p> <p>また、朝から地べたに座り込んで酒盛りをしている不審者の集団もいます。抑止の意味も含めて、あえてわかりやすく防犯カメラの設置をお願いしたいです。</p> <p>そして、木々の間引きも東京都に働きかけてほしいです。</p>	<p>下町風俗資料館周辺で座り込んで酒盛りをされている方々については、区としても対応に苦慮しています。周囲にはすでに防犯カメラが設置されており、資料館正面にわかりやすくその旨の掲示をしていますが、効果が無い状況です。</p> <p>そこで区では、資料館の横にある「生誕」像の周りに立ち入り禁止の掲示をするとともに、必要に応じて職員が声掛けをするなどの対応を行っています。</p> <p>さらに、上野公園を管理する東京都と区の保護課との合同パトロールで、定期的な声掛けや荷物を撤去するなどの対応を行っています。</p> <p>なお、区では、令和5年度から下町風俗資料館のリニューアル工事を予定していますので、防犯カメラの設置位置等についても検討します。そして、東京都との協議の中で、周辺の公園樹の剪定等も申し入れてまいります。</p>	○

◇たばこのポイ捨てについて

質問	回答	対応
<p>上野地域は、商店街や飲食店が多く、たばこのポイ捨て等がとても多いです。</p> <p>条例等ルールがあると思いますが、灰皿やごみ箱等を設置し、区で取り締まれますか。</p>	<p>区では、「東京都台東区ポイ捨て行為等の防止に関する条例」を施行し、ポイ捨てに加え、歩きたばこを禁止するとともに、通勤時間帯である朝7時から9時までを「喫煙禁止時間」に指定し、路上や公園などの公共の場所における喫煙を禁止しています。</p> <p>条例の実効性を担保し、迷惑喫煙やポイ捨てを無くしていくため公衆喫煙所を整備し、マナー指導員による巡回や指導、ポイ捨てごみの清掃を実施しています。また、区内道路への路面標示シートの設置や、ウェットティッシュなどの啓発品の配布など、様々なマナー啓発活動を実施しています。</p> <p>さらに、令和4年3月に「台東区公衆喫煙環境の整備指針」を策定し、喫煙する人がマナーを守って吸うことができ、喫煙しない人がたばこの煙やポイ捨てに困らない環境の整備を推進していくため、公共の場所における喫煙の課題を整理し、取り組みを明確にしました。</p> <p>引き続き指針に基づいた施策を実施するとともに、屋外における喫煙マナー啓発の強化、および環境美化の促進に努めてまいります。</p> <p>なお、上野地区もマナー指導員が巡回していますが、重点的に巡回が必要な場所・時間がありましたら指導の強化を行いますので、担当の環境課までご連絡ください。</p>	<p>—</p>

◇掲示ポスターのサイズについて

質問	回答	対応
<p>掲示する際に、サイズがいろいろあると貼りづらいです。統一できないでしょうか。</p> <p>A4サイズが良いと思いますが、紙を小さくする分、雨に強い紙質に変える等、コストのかけ方も検討して欲しいと思います。</p>	<p>町会の掲示板は、区民の皆様への周知手段として重要な役割を果たしていると考えています。掲示板の増設についても、町会区域内の設置数や地域の実情を考慮のうえ、個別に検討してまいります。ポスターのサイズは掲示スペース確保の観点から、区からのお知らせはA4に統一することを徹底してまいります。</p> <p>また、風雨に耐えられる紙を使用するよう周知しているところですが、引き続き徹底してまいります。さらに、画鋏抜きと抜き差ししやすい画鋏（ユニバーサルデザイン画鋏）を配付できるようにします。</p> <p>引き続きよりよい方法を検討してまいります。</p> <p>※令和4年11月、各町会にユニバーサルデザイン対応の画鋏を配布しました。</p> <p>また、令和5年1月、各地区センター等へ追加で画鋏、画鋏抜きを配布しました。（区民課）</p>	<p>◇</p>

◇ごみの不法投棄について

質問	回答	対応
<p>上野地区では飲食店が増えてきて、自店の残飯やごみを他店の前に置いていく不法投棄が増えてきています。</p> <p>商店街では、防犯カメラなどを活用し追跡調査を行っていますが、防犯カメラの地区外から持ち込まれるものに関しては手の打ちようがありません。外国人の経営する飲食店によっては、ごみ捨てに関する基本的なことがわかっておらず、普通のこととして不法投棄を行っています。</p> <p>区、保健所による新規開店の飲食店への指導など抜本的な解決をお願いします。</p>	<p>飲食店を新規に開店する際には、保健所に営業許可申請が必要です。保健所では、外国人の方も含めて営業者の方に対し、新規の許可や営業許可更新の現場での検査時などに、店内のごみの適切な処理と清掃について指導を行っています。</p> <p>新規に開店する飲食店から区でのごみ収集の相談があった際には、清掃事務所の職員が現地にお伺いし、「お店や会社から出る資源とごみの分け方・出し方」のチラシを基に、ごみの出し方や回収場所を説明しているところです。また、飲食店による不法投棄を発見した際には、ごみの内容物を確認し、排出者が特定できた場合、該当者に清掃事務所から直接指導を行っています。</p> <p>そのほか、飲食店がごみの民間収集を利用している場合には、ごみの適正な出し方について、清掃リサイクル課からごみ収集業者を通じて飲食店に指導を行っています。</p> <p>ごみの対応については、生活衛生課や清掃事務所、清掃リサイクル課などが連携して行っています。会長に清掃事務所からご連絡しますので、飲食店の不法投棄や外国人のごみの出し方について、詳しい状況をお聞かせいただければと思います。</p> <p>※令和4年9月、会長に状況を確認し、区の取り組み状況について説明しました。（生活衛生課、台東清掃事務所、清掃リサイクル課）</p>	<p>—</p>

◇ねずみの駆除について

質問	回答	対応
<p>町会、商店街内に飲食店が増え、残飯などを狙ってねずみの被害が増えています。</p> <p>ご存知のとおり、ねずみ駆除は、ある程度広範囲でやらないと移動するだけで効果が限定的なものになってしまい、ただねずみの移動ということになります。</p> <p>商店街でも駆除はやっていますが、区による抜本的な対策を考えていただきたいです。</p>	<p>ねずみや衛生害虫などの対策は、基本的には道路、鉄道、土地や施設の所有者、または管理者が行うこととなります。</p> <p>区では、室内のねずみ対策について、環境的な防除方法やトラップ、薬剤による防除方法についてアドバイスさせていただいていますが、ねずみは1日に体重の約1/4の食料を食べないと死んでしまうと言われているため、まずは食料を断つことが1番の対策となります。ごみの出し方などを改善し、生ごみや食べかすが放置される環境を作らないことが重要です。</p> <p>こちらについては、担当の生活衛生課から会長にご連絡しますので、現在の状況等、お話を聞かせていただければと思います。そして、今後どのような対応が可能なのか等、一緒に考えていきたいと思っています。</p> <p>※令和4年9月、会長に状況を確認し、今後の対策について説明しました。（生活衛生課）</p>	<p>—</p>

◇放置自転車について

質問	回答	対応
<p>平成29、30年と2年にわたり、上野地区から要望を挙げていますが、いっこうに進展は見えていません。</p> <p>以前にも挙げましたが、防犯、防火上も消防車、救急車の通行をも妨げ、大きな災害が起きれば、区や警察の対応も問われそうです。</p> <p>ただ週に1回見回りをするだけでなく、ここは一段強硬な対策が必要ではないでしょうか。</p>	<p>ご指摘の場所は「放置自転車指導整理区域」に指定しているのので、毎日巡回を行い、週2回マナー札による指導・啓発を行っています。そして、月4回（週1回）の即日撤去を行っています。撤去してもまた置かれてしまうという状況です。</p> <p>放置自転車を減らすために、撤去する以外に、公道上に駐輪場を設置するよう、都や警察と協議をしているところです。また、区ではシェアサイクル事業により自転車を共有することで、自転車の台数を抑えていけたらと思っています。</p> <p>これまでも、バリケードやコーン、放置自転車禁止の看板を設置し、自転車が置かれないように対策をしてきました。</p> <p>引き続き上野警察署とも連携を図りながら、放置自転車対策に努めるとともに、駐輪場の設置や自転車を置く場所の確保についても検討してまいります。</p>	○

◇路上営業について

質問	回答	対応
<p>この何年間かコロナ対応で、特に飲食店に対して路上を使って営業できるようになり、路上営業が多くなっています。</p> <p>最近、大幅に道路に出て営業している飲食店が数軒あり、混んでいるときには交通の妨げになってきています。区と警察で連携して、路上営業を少し抑えていただけないでしょうか。</p>	<p>実態をこれから調査します。また、道路使用の関係は警察ではありますが、区も連携して取り組まなければなりません。</p> <p>日本を代表する観光地として、皆様がまたりピーターとして訪れやすくなるような環境を整えてまいります。</p> <p>※令和4年9月、現地を確認し、該当する店舗関係者に対して路上物件を撤去させ、指導・警告を行いました。また、会長に区の取り組み状況について報告し、今後も地元・警察関係者と連携して取り組んでいく旨を説明しました。（道路管理課）</p>	○

◇放置自転車について

質問	回答	対応
<p>吉池前の広場が放置自転車により、通行障害を起こしています。特に区が見回りしない土・日曜日は、停め放題でひどい状態です。</p> <p>また、紙のマナー札も簡単に剥がして捨てていき、かえって歩道を汚しています。</p>	<p>今後工夫しながらどのような方法が良いのか、駐輪場対策等、真剣に取り組んでまいります。</p> <p>※区では、御徒町駅周辺を、年末年始を除き、毎日複数名の指導員が駅指導業務に従事しています。また、令和4年10月から土・日曜日を含めて週3回午後1時間程度、吉池前に指導員を配置して指導を行っています。（交通対策課）</p>	○

◇スクールゾーンの舗装について

質問	回答	対応
<p>忍岡小学校通りのスクールゾーンのペンキが剥がれてきています。剥がれたものがごみになり、側溝に詰まるという苦情が町会に入っています。</p> <p>早急に整備し、スクールゾーンを綺麗にしてほしいです。</p>	<p>子供たちの大事な通学路について、いつ頃から整備するのか会長に報告します。</p> <p>※令和4年10月、会長に工事の予定を伝え、11月にカラー舗装の補修工事を行いました。（土木課）</p>	◎